**埼玉県経営革新グリーン分野進出支援事業補助金**

**Ｑ＆Ａ**

**１　補助対象者について**

**Ｑ　個人事業主は、補助対象となりますか。**

Ａ　対象となり得ます。なお、その他の要件もありますので、詳細は公募要領等を御確認ください。

**Ｑ　企業組合等は、補助対象となりますか。**

Ａ　経営革新計画の申請対象となる企業組合等であれば対象となり得ます。なお、その他の要件もありますので、詳細は公募要領等を御確認ください。

　　また、ＮＰＯ法人（特定非営利活動法人）は、申請の対象外となります。

**Ｑ　近く県外に移転する予定ですが、補助対象となりますか。**

Ａ　補助金申請日時点において県内で事業を行っており、引き続き、県内で事業を継続する意思があることが応募の要件となりますので、県外に移転する予定がある場合は補助対象外となります。

**Ｑ****令和６年１０月以降に経営革新計画の承認を受けた事業者は、補助対象とならないのですか。**

Ａ　今回の公募については、令和５年１０月２日（月）から令和６年９月３０日（月）までに承認（変更承認を含む）を受けた（又は受ける見込の）経営革新計画に基づき事業を実施するものを対象としています。

　　なお、令和６年１０月以降に経営革新計画の承認を受けた事業者を補助対象とした公募を行うかについては現時点では未定となっています。

**Ｑ　経営革新計画の承認を申請中の場合は、補助金申込の対象となりますか。**

Ａ　承認申請中の場合も申込の対象となりますが、令和６年９月３０日までに、経営革新計画の承認を受けることが必要となります。

　　なお、経営革新計画の策定に取組中で、令和６年９月３０日までに承認予定の場合は、承認機関（県産業労働部産業支援課又は県地域振興センター）による公募締切日までの収受印が押印された経営革新計画に係る承認（変更承認）申請書・事業計画書の写し（両面）又は、商工会議所・商工会が発行する、令和６年９月３０日までに承認見込みである旨を記載した書面（様式は任意）を提出してください。

　　また、承認後は速やかに最終版（承認機関からの修正指示を反映させたもの）を提出してください。

**Ｑ　令和６年９月３０日直前に、経営革新計画の承認申請をしても大丈夫ですか。**

Ａ　承認申請から承認までは一定期間（標準処理期間は承認２１日、変更承認１７日〈土日・祝祭日を除く〉）が必要ですので、遅くとも８月２８日（水）までに承認申請を行ってください。

　　また、補助金の申請のため、商工会議所・商工会、県（産業支援課、地域振興センター）に対し、通常以上に早く経営革新計画に係る承認審査を行うよう求めたり、正当な理由なく修正指示に従わないような行為をしないでください。

**Ｑ　承認（変更承認を含む）申請中で補助金の申請をしたが、令和６年９月３０日までに経営革新計画の承認を受けられなかった場合はどうなりますか。**

Ａ　**令和６年９月３０日**までに経営革新計画の承認（変更承認を含む）を受けられなかった場合は、支給はできなくなります。

**Ｑ　補助金の交付決定件数は何件程度を予定していますか。**

Ａ　予算の範囲内で交付決定をすることとしております。２０件程度を想定しておりますが、申請者数や申請額等により交付決定件数は変動することとなります。

**２　補助対象要件等について**

**Ｑ　国のグリーン成長戦略「実行計画」１４分野とはどのようなものですか。**

Ａ　　国のグリーン成長戦略「実行計画」１４分野とは、令和３年６月１８日閣議決定された成長戦略実行計画第３章１.（３）に記載された１４分野のことです。

　　グリーン成長戦略では、２０５０年カーボンニュートラルの実現に向けて、今後、産業として成長が期待され、なおかつ温室効果ガスの排出を削減する観点からも取り組みが不可欠と考えられる分野として、１４の重要分野を設定しています。

　　具体的には、エネルギー関連産業として、①洋上風力・太陽光・地熱、②水素・燃料アンモニア、③次世代熱エネルギー、④原子力を、輸送・製造関連産業として、⑤自動車・蓄電池、⑥半導体・情報通信、⑦船舶、⑧物流・人流・土木インフラ、⑨食料・農林水産業、⑩航空機、⑪カーボンリサイクル・マテリアルを、家庭・オフィス関連産業として、⑫住宅・建築物・次世代電力マネジメント、⑬資源循環関連、⑭ライフスタイル関連があります。

　　１４分野の具体的内容は、以下を御確認ください。

【参考】経済産業省「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」　　https://www.meti.go.jp/policy/energy\_environment/global\_warming/ggs/index.html

**Ｑ　自社に省エネ設備を導入する計画は対象となりますか。**

Ａ　本補助金は省エネ設備の導入資金補助ではなく、新分野（１４分野）に進出する事業再構築を支援するための補助金です。

　　したがって、単に省エネ設備を導入したり、自社の省エネを目的とする事業ではなく、顧客（製品・商品販売先やサービス提供先）の省エネに貢献する事業である必要があります。

**Ｑ　同じ自動車部品製造業で、ガソリン車の部品を作っていたがＥＶ車（電気自動車）の部品製造に進出した場合は対象となりますか。**

Ａ　対象となります。

　　ただし、自動車の内装品（シート等）など、ガソリン車にも共用できる部品を製造した場合は対象となりません。ＥＶ車専用の部品を製造した場合のみ対象となります。

**Ｑ　１４分野へ新たに進出する事業とは、既存事業では全く行っていなかった取組でないといけないのですか。**

Ａ　既に取組んでいた事業内容であったとしても、製造規模や売上実績等から総合的に評価して、これまでの取組は「開発段階」と審査において認められれば計画中の事業は新事業として対象となります。

**Ｑ　経営革新計画では１４分野への該当を明示的に記述していない場合も、対象となりますか。**

Ａ　様式第９号（実施計画書）において、１４分野に該当する、または１４分野の裾野に該当する製品・サービスを市場に提供する事業であり、今後の成長が期待できると審査において判断されれば対象となります。

　　ただし、申請に当たっては、経営革新計画の申請書又は事業計画書において、グリーン成長戦略「実行計画」１４分野へ新たに進出する事業の実施に関係する記載がされている該当箇所に下線を引く・枠で囲うなど、どこに記載があるのかできるだけ明確にする必要があります。

**３　補助対象経費について**

**Ｑ　補助金申請前に既に補助対象事業に係る支払いを終えている場合、対象となりますか。**

Ａ　補助金申請前に既に支払いを終えている場合には、対象とはなりません。

**Ｑ　補助対象期間中の経費は、補助対象期間後に支払った経費でも補助対象になりますか。**

Ａ　令和７年２月２８日までに支払いが完了していることを確認できる経費が対象となります。

**Ｑ　補助金の交付要領において、事業期間の開始日は、原則として補助金の交付決定日となっているが、事前着手等が必要であると認められる場合には、経営革新計画の承認日まで遡及して補助対象とすることができるとされています。事前着手等の承認手続きはどのように行うのですか。**

Ａ　経営革新計画において、経営革新計画の承認日後で補助金交付決定日前に、事前着手等（契約、発注等）が必要とされている場合であれば、原則として事前着手等を認めることとしています。申請書様式第９号に、交付決定日前に補助事業を開始する場合の理由を記載する欄がありますので、事前着手を必要とする理由を記入の上、申請してください。

　　なお、その場合でも、補助金申請前に支払いまで行った経費については補助対象経費とはなりませんので、御注意ください。

　　また、補助対象経費は、原則として補助金交付決定日から令和７年２月２８日までの期間に支払った金額が対象となりますが、補助金申請前に事前着手をしている場合には補助金申請日から令和７年２月２８日までの期間に支払った金額が対象となります。

　　ただし、審査の結果、補助金の交付決定を受けられなかった場合、事前着手等で支払った金額は補助の対象となりませんのでご承知おきください。

**Ｑ　補助対象事業にかかる消費税は、補助対象になりますか。**

Ａ　補助対象にはなりません。

**Ｑ　親会社、子会社又は自社の役員が経営する会社に、補助対象事業に係る業務等を依頼する場合には対象となりますか。**

Ａ　外部に依頼する場合を想定しているため、対象とはなりません。

**Ｑ　本補助金の交付申請にあたり、コンサルタント等に交付申請書の作成等を依頼する場合には補助対象となりますか。**

Ａ　補助対象事業は、経営革新計画に基づき、国のグリーン成長戦略「実行計画」

１４分野へ新たに進出する事業であるため、補助金の交付申請に係る経費は対象とはなりません。

**Ｑ　特許取得のためにコンサルタント等へ支払った経費は、補助対象経費になりますか。**

Ａ　経営革新計画に基づく事業実施において、特許取得のためのコンサルティングに係る経費については、補助対象になります。なお、出願時に要する印紙代は、対象とはなりません。

**Ｑ　本補助金と国や県の他の補助金の両方を利用することはできますか。**

Ａ　補助を受けようとする経費について、類似する他の補助金との重複利用は認められません。

　　なお、本補助金は事業再構築補助金の対象に満たない規模の中小企業の事業再構築を支援することを目的としておりますので、本補助金と同内容の事業計画で採択された他の類似する補助金の事業計画に盛り込まれている対象外経費については、既に予定されている同内容の事業に対する上乗せ補助になってしまうため、補助対象とはなりません。

　　例えば、本補助金と同内容の事業計画で採択された事業再構築補助金の事業計画に盛り込まれている事業再構築補助金の対象外経費については、補助対象外となります。

**Ｑ　本補助金は、どのような経費を補助対象経費として想定していますか。**

Ａ　本補助金の補助対象経費は、「国のグリーン成長戦略「実行計画」１４分野へ新たに進出する事業の実施」を目的に支出する「建物費、機械装置・システム構築費（リース料を含む）、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、外注費、知的財産等関連経費、広告宣伝・販売促進費、研修費、その他経営革新計画事業において必要と認める経費」です。

　　ただし、補助金の審査において、原油価格・物価高騰等の環境変化の影響を受けにくい経営体質に転換する取組であるもの、新たに進出する１４分野が今後の成長が期待できる分野であり、かつ自社の経営資源の有効活用ができる分野であるもの等（補助金公募要領の別表３を参考にしてください。）は、配点が高くなります。

**Ｑ　経営革新計画の別表４に記載されていない経費は、補助対象経費になりますか。**

Ａ　経営革新計画の申請書又は事業計画書に１４分野へ新たに進出する事業の実施が計画されていれば、別表４に記載がなくとも補助対象経費になります。

　　その場合は、事業計画書の該当箇所に下線を引く・枠で囲うなど、どこに記載があるのか明確にしてください。

**Ｑ　５年分のクラウドサービス利用費や機械のリース料を前払いするような場合、どの部分が補助対象経費になりますか。**

Ａ　補助金交付決定の日（事前着手の場合、経営革新計画承認日）から令和７年２月２８日までにかかる経費で、補助金交付決定日から令和７年２月２８日まで（補助金申請前に事前着手をしている場合には、補助金申請日から令和７年２月２８日まで）の期間に支払った金額が契約書や見積書で確認できる経費が対象となります。

**Ｑ　補助対象経費のクレジットカードによる支払は可能でしょうか。可能の場合、留意事項はありますか。**

Ａ　クレジットカードによる支払は、申請する事業者の名義であり、補助対象期間内に支出が完了しているものに限ります（分割払い、クレジットカード決済、リボルビング支払等の場合、金融機関等から引き落としが補助対象期間内に完了していることが必要になります。）。業務上やむを得ず、代表者や従業員が、個人のクレジットカードで支払いを行う場合は「立替払い」となりますので、上記のクレジットカード払い時のルール（補助事業の期間内に引き落としが完了していることが必要）に加えて、補助対象者と立替払い者間の精算（立替払い者への立て替え分の支払い）が補助対象期間内に行われること、補助対象者が経費を負担したことが判明する立替払精算の関係書類を提出することが必要となります。

**４　補助金の交付について**

**Ｑ　補助対象経費について、交付決定時と比較し増額となった場合は、交付決定額を超える補助金をもらえますか。**

Ａ　交付決定した金額が補助金の上限となります。仮に交付決定額１００万円だった場合、実際の補助対象経費の２分の１が１１０万円となっても補助金は１００万円となります。

**Ｑ　補助対象経費について、交付決定時と比較し減額となった場合は、交付決定額と同額の補助金をもらえますか。**

Ａ　補助金は、減額となった補助対象経費に基づき計算されますので、交付決定額と比較し減額となります。

　　なお、補助金交付決定額の減額が２０％を超過する場合は、変更後の見積書の

　取得時点で、事前に計画変更承認申請書を御提出ください。

**Ｑ　補助対象経費を１００万円で申請し交付決定されましたが、補助対象事業終了後、補助対象経費が１００万円未満となった場合、補助金は全額受けられなくなりますか。**

Ａ　補助対象経費が１００万円未満となる場合は、補助金は全額支払われません。

　　なお、売上高１０００万円以下の事業者は、補助対象経費が４５万円未満とな

　　る場合は、補助金が全額支払われません。

**Ｑ　補助金はいつもらえますか。**

Ａ　補助金は補助対象事業終了後、精算払となります。その間の資金は、補助対象者御自身で確保していただくこととなります。事業完了後、実績報告書を県へ御提出していたただき、内容を審査し補助金額を確定します。その後、補助金交付請求書等を県に御提出いただき、指定された金融機関口座に振込む予定です。

**Ｑ　「埼玉県経営革新デジタル活用支援事業補助金」の公募で交付決定を受けていますが、同じ経営革新計画の申請テーマにより変更承認を受け、別表４に経費を追加した場合、追加した経費は補助対象になりますか。**

Ａ　同じ経営革新計画のテーマで変更承認を受け経費を追加した場合、同一事業に対し重複した補助を行うことになるため、２回以上の補助金の支払は認められません。

**５　申請手続き**

**Ｑ　補助金申請や交付決定通知は電子メールになりますか。その場合の添付ファイル名はどのようにしたらよいですか。**

Ａ　申請は郵送又は持参も可としておりますが、原則として、電子メールによる送信でお願いいたします。なお、補助金の交付決定通知は、原則として、電子メールで送信します。

　　電子メールで申請される場合、様式ごとにファイルを分け、ファイル名を以下のとおりとしていただくようお願いします。

　　（例）「様式第〇号（企業等名称）」

**Ｑ　様式第９号の実施計画の「別紙１　補助金を申請する上での誓約事項」及び「別紙２　暴力団排除に関する誓約事項」は、代表者の氏名を自署することとなっていますが、電子メールで提出する場合にはどのようにしたらよいでしょうか。**

Ａ　印刷した書類に自署し、プリンター複合機等のスキャン機能により、ＰＤＦにして御提出ください（※携帯電話・スマートフォン、デジタルカメラ等で撮影した写真は認められません）。

　　なお、スキャン機器をお持ちでない場合は、コンビニエンスストアに設置されているコピー機のスキャン機能の利用を検討してください。

**Ｑ　申請時の添付書類「県税の納税証明書」等を電子メールで提出する場合には、納税証明書等をＰＤＦにしたものでもよいでしょうか。**

Ａ　ＰＤＦや画像ファイルにしたもので構いません。

**Ｑ　補助金の提出書類の作成を第三者に依頼する場合、行政書士以外の方に依頼することは可能ですか。**

Ａ　行政書士以外の者が補助金の提出書類の記入を有償で代行することは行政書士法に抵触するおそれがあるため、御留意ください。

　【参考】

　　〇行政書士制度について（総務省ホームページから抜粋）

　　　　行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、以下に掲げる事務を業とする

　　　こととされています。ただし、その業務を行うことが他の法律において制限

　　　されているものについては、業務を行うことができません。

　　(1)　官公署に提出する書類（電磁的記録を含む。以下同じ。）その他権利義務

　　　又は事実証明に関する書類を作成すること

　　　（(2)から(5)は省略）

　　※　上記のうち(1)の業務は、行政書士又は行政書士法人でない者は、他の法

　　　律に別段の定めがある場合等を除き、業として行うことはできません（法第

　　　19条第1項）。（以下、省略）

**６　その他**

**Ｑ　経営革新計画について、承認まではどのぐらいの期間がかかりますか。**

Ａ　標準的な経営革新計画の承認審査期間は以下のとおりとなります。

STEP1 相談　→　　STEP2 計画策定　 　 →　STEP3 申請・審査　→　承認

　　　商工会議所・商工会による策定支援・　　　県の承認審査・承認書交付

　　　　外部専門家の審査　　　　　　　　　　　　　（約１か月）

（約１か月～３か月：専門家派遣３～４回）

　　なお、補助金の申請のため、商工会議所・商工会、県（産業支援課、地域振興センター）に対し、通常以上に早く経営革新計画に係る承認審査を行うよう求めたり、正当な理由なく修正指示に従わないような行為をしないよう御留意ください。

**Ｑ　経営革新計画について、どのような変更の場合に変更承認となるのですか。**

Ａ　承認計画の「新たな取組」の内容自体が変わるような場合は、変更承認ではなく、新規の承認を取得することとなります。

　　また、以下のような「計画の趣旨に影響を及ぼさない」変更は、変更承認を取得する必要はありません（軽微変更届で対応）。

　　・会社情報（本社所在地や代表者など）の変更

　　・設備全体の能力に影響を及ぼさないような機種の変更や若干の単価の増減

　　・計画実行中の運転資金の増減

　　なお、変更承認申請が必要かどうか及び具体的なエビデンス資料については、承認事務を行った機関（埼玉県産業労働部産業支援課又は県地域振興センター）に事前にお問い合わせください。